

令和3年度
全国安全週間
県央地区推進大会



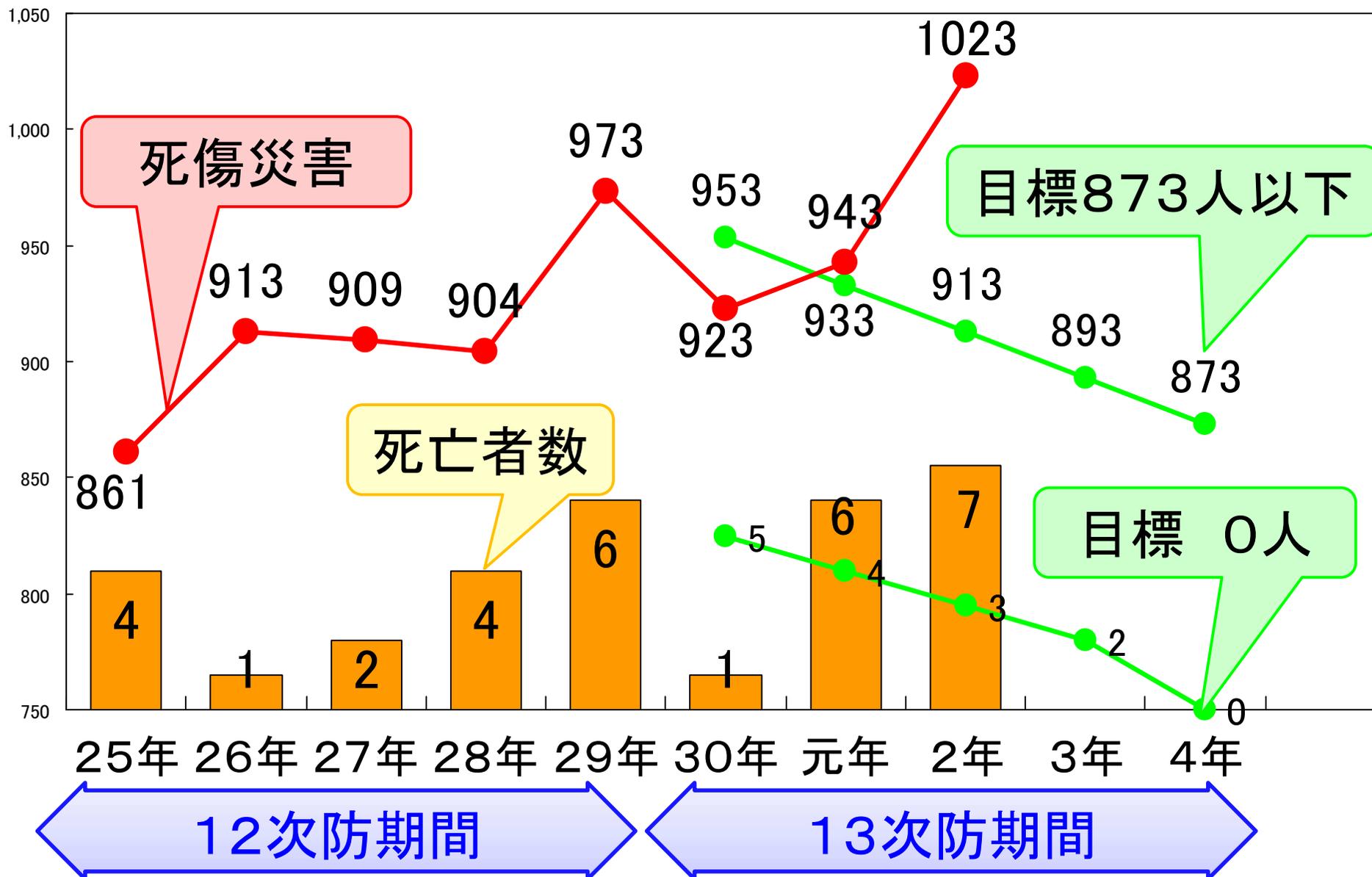
厚木労働基準監督署



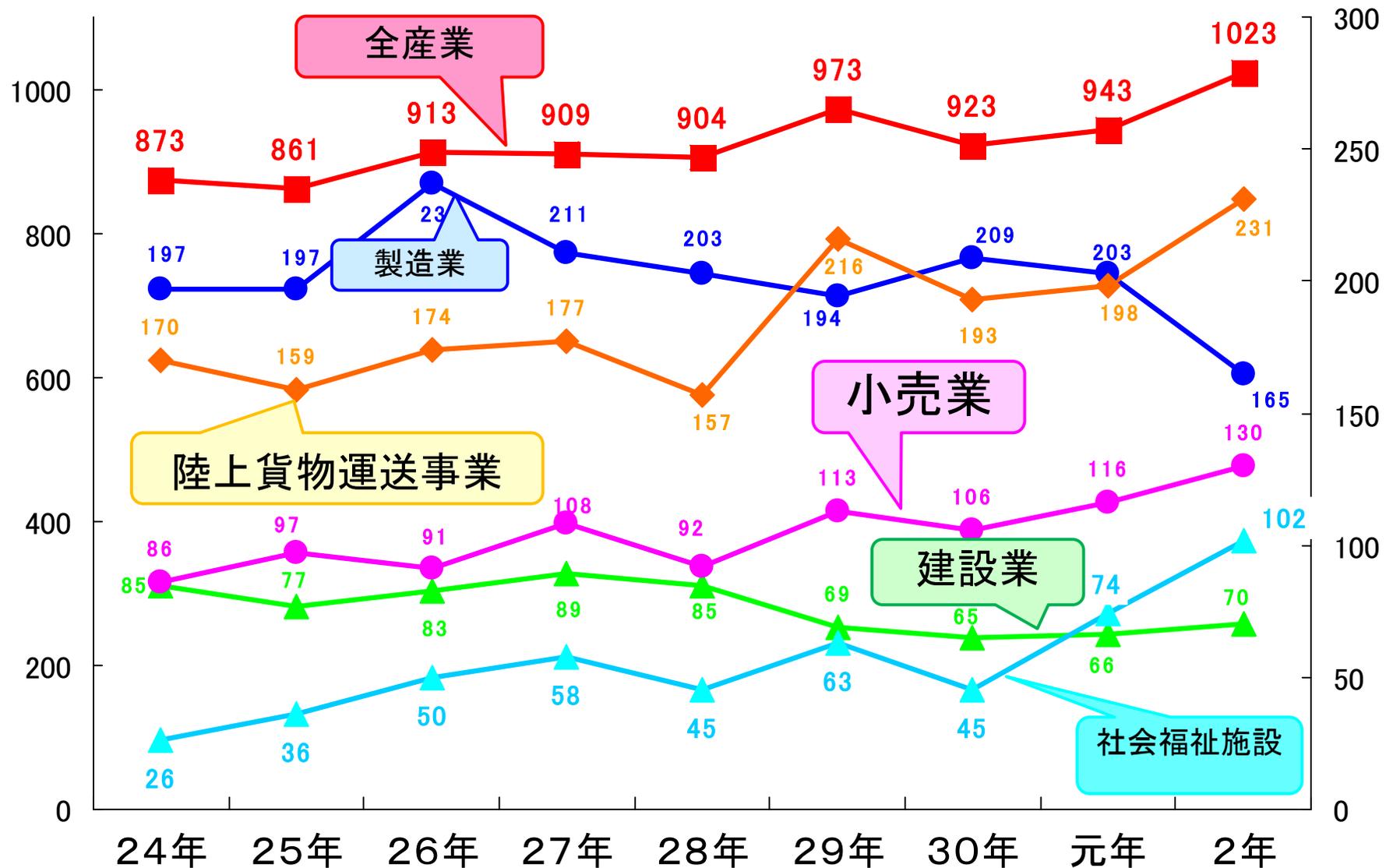
主な説明内容

- ① 労働災害発生状況・
第13次労働災害防止
計画災害減少目標
- ② 全国安全週間実施要綱

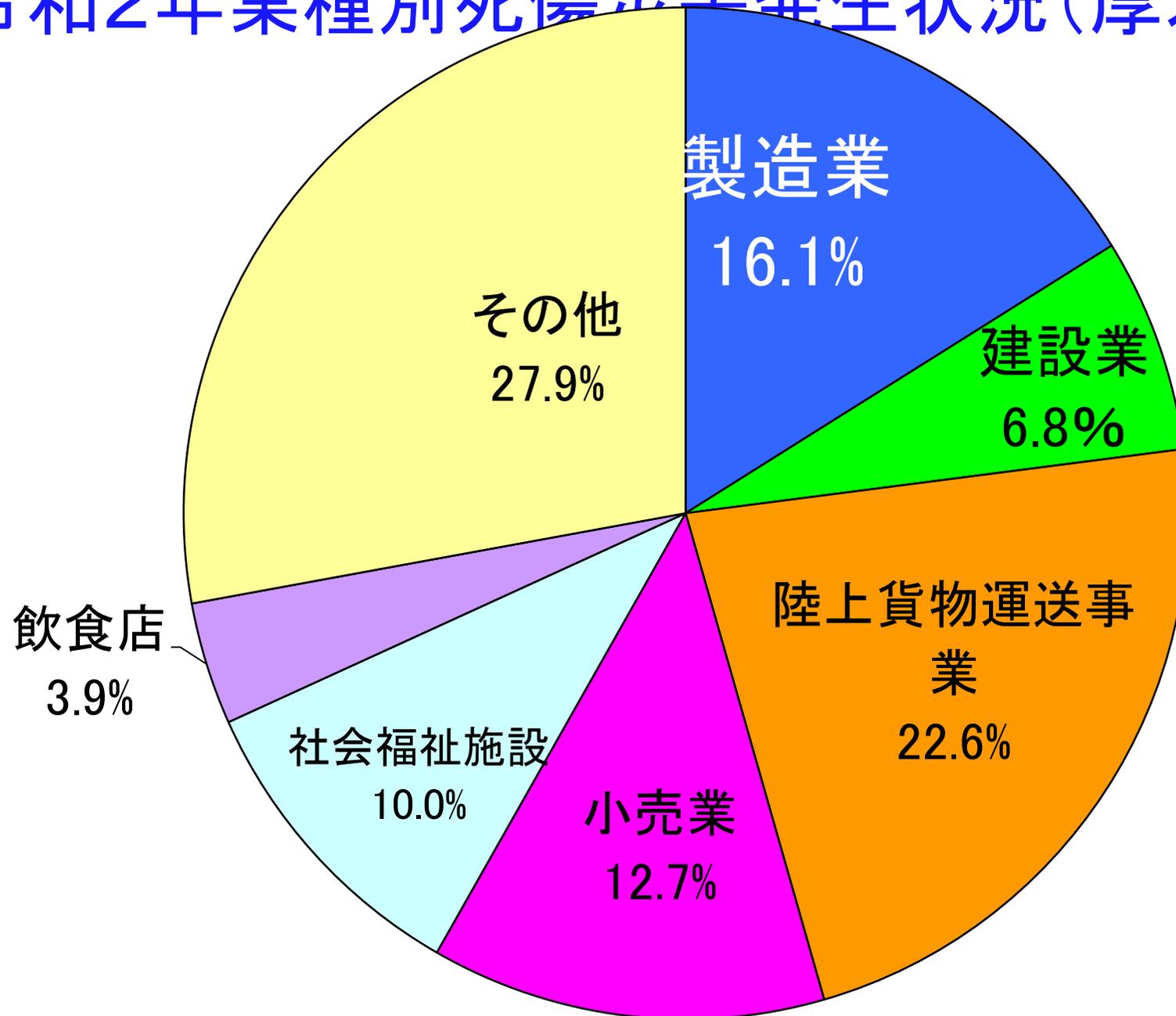
第13次労働災害防止計画の目標と経過



業種別の推移(死傷災害)

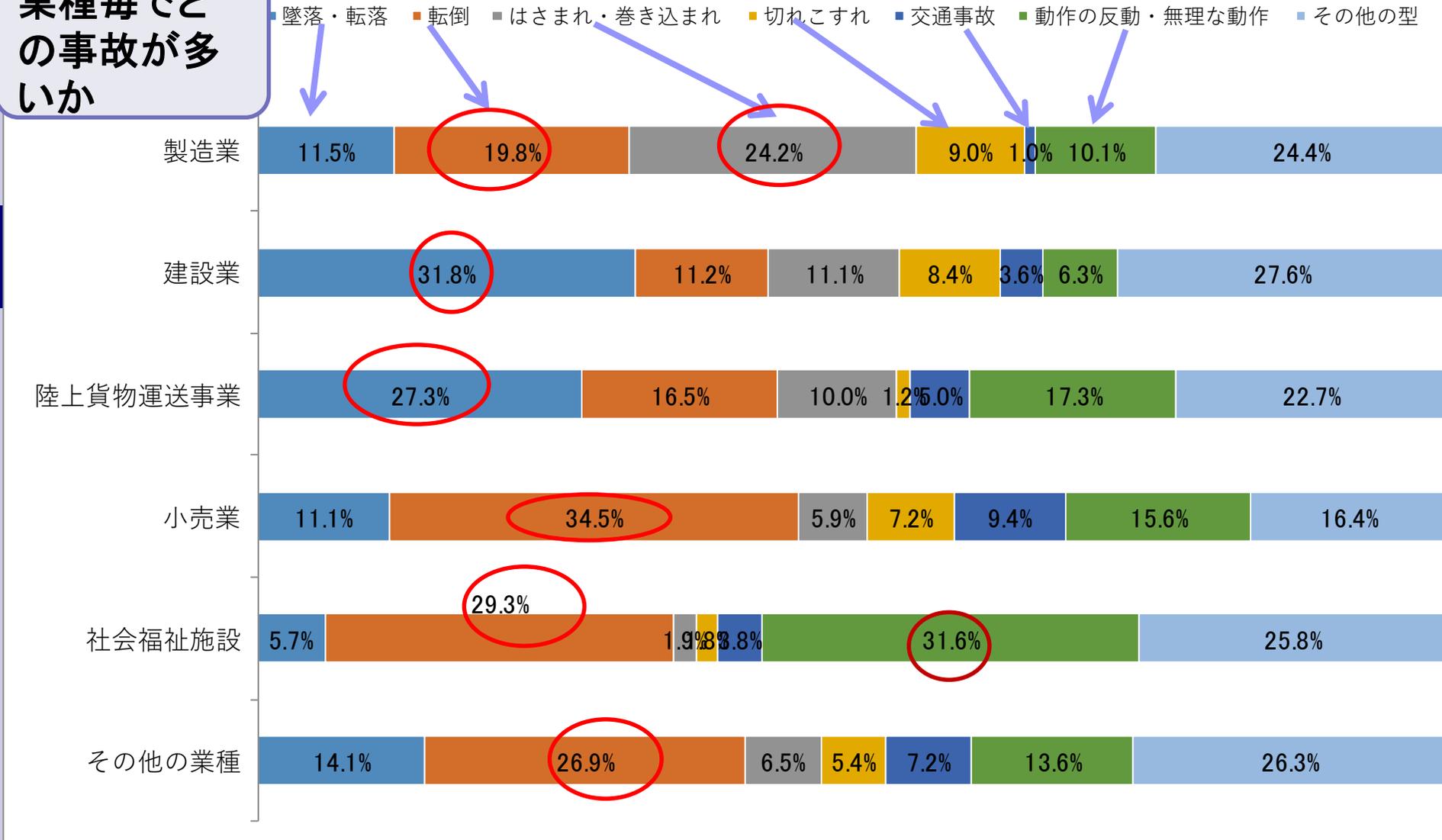


令和2年業種別死傷災害発生状況(厚木署)

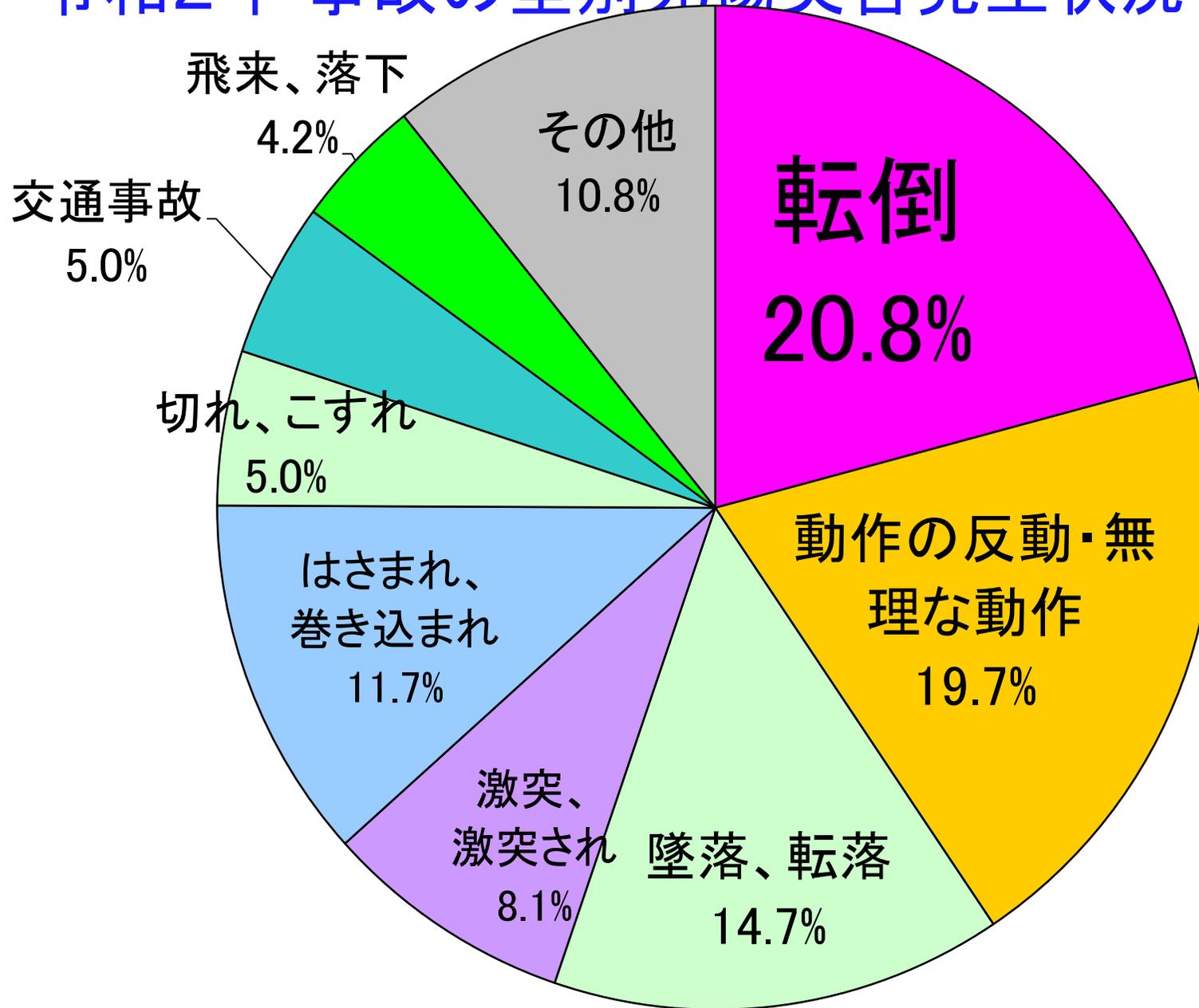


労働災害発生状況(令和2年業種別事故の型別死傷災害 全国)

業種毎での事故が多いか

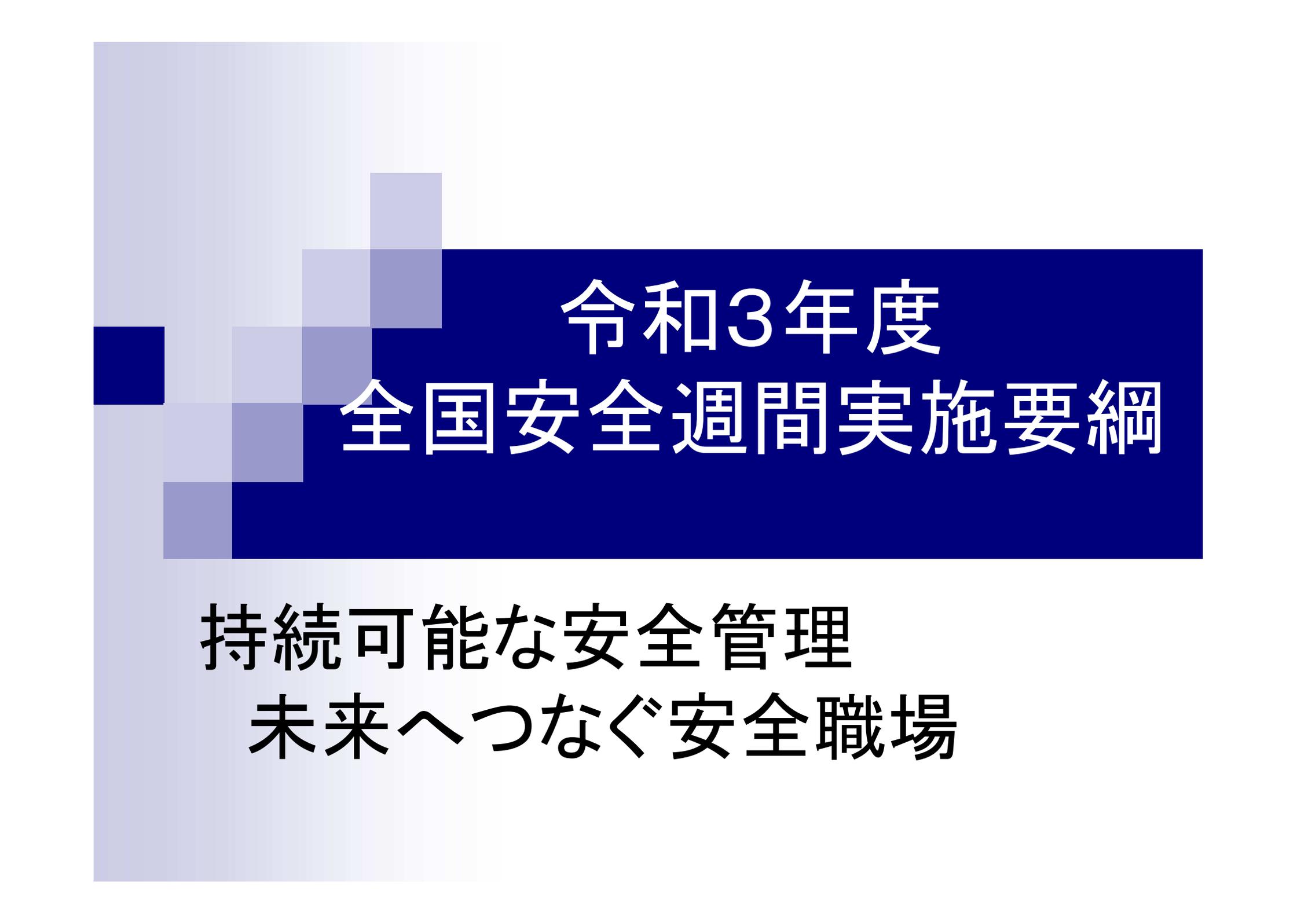


令和2年 事故の型別死傷災害発生状況(厚木署)



厚木労働基準監督署 第13次労働災害防止 推進計画災害減少目標(2018年度～2022年度)

- ① 全業種において死亡災害の撲滅を目指す
- ② 2017年と比較して2022年までに、労働災害による休業4日以上の死傷者数を、
 - ・ 全業種において10%以上減少させ873人以下とする。
 - ・ 製造業において10%以上減少させ174人以下とする。
 - ・ 建設業において死傷者数を10%以上減少させ62人以下とする。
 - ・ 陸上貨物運送事業において10%以上減少させ193人以下とする。
 - ・ 小売業において5%以上減少させ107人以下とする。
 - ・ 社会福祉施設において5%以上減少させ58人以下とする。
 - ・ 飲食店において10%以上減少させ38人以下とする。



令和3年度 全国安全週間実施要綱

持続可能な安全管理
未来へつなぐ安全職場

実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

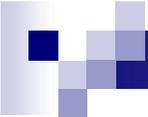
- 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
- 継続的に実施する事項

全国安全週間及び 準備期間中に実施する事項

実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従ってください。

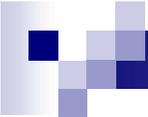
全国安全週間及び準備期間中に 実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップ
による安全への所信表明を
通じた関係者の意思の統一
及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場
の総点検の実施



全国安全週間及び準備期間中に 実施する事項

- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信



全国安全週間及び準備期間中に 実施する事項

- ④ 労働者の家族への職場の
安全に関する文書の送付、
職場見学等の実施による家族
の協力の呼びかけ

全国安全週間及び準備期間中に 実施する事項

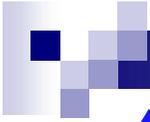
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施



- ⑥ 「安全の日」の設定のほか
全国安全週間及び準備期間
にふさわしい行事の実施

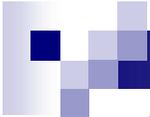


継続的に実施する事項



継続的に実施する事項(大項目)

- ① 安全衛生活動の推進
- ② 業種の特性に応じた
労働災害防止対策
- ③ 業種横断的な
労働災害防止対策



①安全衛生活動の推進（中項目）

- ア 安全衛生管理体制の確立
- イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
- エ リスクアセスメントの実施
- オ その他の取組

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルをご活用ください

平成27年度厚生労働省委託事業

厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます

製造業向け

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルをご活用ください

目次

本マニュアルの使い方

第1 未熟練労働者に対する安全衛生教育(安全衛生担当者用)

I 未熟練労働者に対する安全衛生教育の必要性

- 1 未熟練労働者の労働災害が多い 1
- 2 安全衛生教育で労働災害を防ぐ 4

II 未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ

- 1 職場にはさまざまな危険があることを理解させる 13
- 2 「かもしれない」で危険の意識をもたせる 19
- 3 災害防止の基本を教える(その1) 21
 - ～ さまざまな安全衛生のルールや活動があることを理解させる

Ⅲ 労働安全衛生関係の情報の入手	46
------------------	----

第2 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(講師用)

ポイント1 職場にはさまざまな危険がある!	49
ポイント2 「かもしれない」で危険を意識する!	52
ポイント3 安全な作業は正しい服装から!	53
ポイント4 決められた作業手順を守る!	54
ポイント5 4S・5Sの励行で安全を高める!	55
ポイント6 安全な作業をみんなで実施し職場を安全に!	56
ポイント7 もし異常事態や労働災害が発生したら!	64

資料

資料1 製造業で働くみなさんへ 安全・健康で働くために	67
資料2 派遣労働者に対する安全衛生教育	78
資料3 派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について	79
資料4 関係法令	86

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析
及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動(整理、
整頓、清掃、清潔)、KY
(危険予知)活動、ヒヤリ・
ハット等の日常的な安全
活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

(「ラベルでアクション」の取組の推進)



オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく安全衛生に配慮したテレワークの実施

リスクアセスメント実施支援システム

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

HOME → お問い合わせ → サイトマップ → 文字サイズ 小 中 大 背景色 白 黒

労働災害統計 | 災害事例 | リスクアセスメント実施支援システム | 安全衛生キーワード | 化学物質 | 免許・技能講習

ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類の)作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。



製造業、サービス業、運輸業

建設業

製品組立作業 マトリクスを用いた方法 解説	熱処理作業 マトリクスを用いた方法 解説	溶接作業 マトリクスを用いた方法 解説
成形作業 マトリクスを用いた方法 解説	木材加工作業 マトリクスを用いた方法 解説	塗装作業 マトリクスを用いた方法 解説
めっき作業 マトリクスを用いた方法 解説	金属加工作業 マトリクスを用いた方法 解説	印刷・製本作業 マトリクスを用いた方法 解説
鋳物製造業 マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)	ビルメンテナンス業 マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)	産業廃棄物処理業 マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)
自動車整備業 マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)	荷役作業(運輸業等) マトリクスを用いた方法	食品加工作業 マトリクスを用いた方法 数値化による方法

支援システムの操作(使用方法)
(建設業、製造業、サービス業、運輸業)

マトリクスを用いた方法
(詳細説明)

マトリクスを用いた方法
(すべての作業・業種)
「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ横軸と縦軸とした表(マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を割り付けておき、見送り対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積る方法です。

数値化による方法(詳細説明)

数値化による方法
(鋳物製造業・食品加工作業・ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・自動車整備業)ここでは、「負傷又は疾病の重篤度」、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「発生する頻度」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値減算(足し算)してリスクを見積る方法をいいます。

安全衛生キーワード(安全衛生情報センター)「リスクアセスメント」

化学物質のリスクアセスメント実施支援のページはこちら

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

HOME → お問い合わせ → サイトマップ → 文字サイズ 小 中 大 背景色 白 黒

労働災害統計 | 災害事例 | リスクアセスメント実施支援システム | 安全衛生キーワード | 化学物質 | 免許・技能講習

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

- 労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて
- リスクアセスメント支援ツール
- リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援
- 関連ページ

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

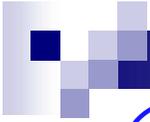
平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、SDS交付義務の対象となる物質(※平成30年3月1日時点で673物質)について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。労働災害低減のため、義務付けられている対象物質のみならず、対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

【化学物質のリスクアセスメントの概要】

1. リスクアセスメントの対象事業者
労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントは、SDS交付義務対象物質を製造する事業者だけでなく、取り扱う事業者も対象となっています。そのため、化学メーカーなどのいわゆる第2次産業に該当する事業者だけでなく、サービス業などのいわゆる第3次産業に該当する事業者も、SDS交付義務対象物質を取扱っている場合はリスクアセスメントの対象事業者となります。
2. 対象となるリスク
労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントにおいては、設備・機器の爆発や引火などのおそれ(化学物質の危険性に基づくリスク)と、労働者の健康に悪影響をおよぼすおそれ(化学物質の有害性に基づくリスク)の両方がリスクアセスメントの対象となります。
3. リスクアセスメントとは
労働安全衛生法では、化学物質などによる危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置(リスクを減らす対策)の内容を検討する一連の流れをリスクアセスメントと定義しています。
4. リスクの見積り方
化学物質の危険性のリスクを見積もる場合、爆発や引火が生じたときの被害の大きさとその発生確率からリスクを見積もる方法などが知られています。一方、化学物質の有害性を見積もる場合、作業場の空气中濃度を測定し、リスクアセスメント対象物質のばく露限界値と比較する方法(実測法)によりリスクを見積もることが出来ます。また、実測法が難しい場合などでは、空气中濃度を推定し、

化学物質(更新情報)

- ①新規化学物質関連手続きの方法
- ②安全法名称公表化学物質等
- ③GHSモジュール/ SDS情報
- ④GHSモジュール作成法
- ⑤国際表示マーク(GHSとは)
- ⑥強い変異原性が認められた化学物質
- ⑦がん原性に関する指針対象物質
- ⑧リスク評価実施物質
- ⑨化学物質による災害事例
- ⑩がん原性試験(1-13)実施結果
- ⑪変異原性試験(1-13)実施結果
- ⑫日本バイオアッセイ研究センター
- ⑬有害性・GHS関係用語解説



② 業種の特性に応じた 労働災害防止対策（中項目）

- ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の
第三次産業における労働災害防止
対策
- イ 陸上貨物運送事業における労働
災害防止対策
- ウ 建設業における労働災害防止対策
- エ 製造業における労働災害防止対策
- オ 林業の労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店 等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

I 店舗・施設実施事項

店舗・施設において、各STEPの項目をチェックし、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施します。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
STEP 1		
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止対策を実施していますか。 ※床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路の確保等	<input type="checkbox"/>
2	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記、店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 2		
1	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
3	防滑靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 3		
1	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>

II 本社・本部実施事項

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	店舗・施設実施事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）	<input type="checkbox"/>

	の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー当から店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導、健康確保措置を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります。）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	店舗・施設のリスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

イ 陸上貨物運送事業

における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、
保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等による
フォークリフト使用時の労働災害防止対策
の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限
の実施

陸上貨物運送事業における「荷役5大災害」
の防止にご協力をお願いします

陸運業の荷役作業における
死亡災害の約80%は・・・

- ① 墜落・転落
- ② 荷崩れ
- ③ フォークリフト使用時の事故
- ④ 無人暴走
- ⑤ トラック後退時の事故

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

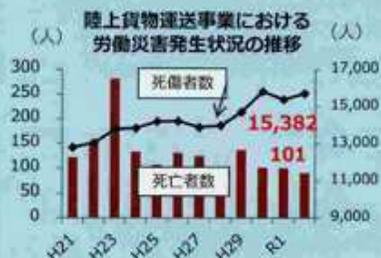
荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比が5%の年間推定値

発生率が他業種の4倍

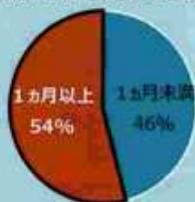
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.55人で、
全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、
重篤な災害が多く発生しています。

休業見込み日数(令和2年12月速報)



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所(H28)



災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！
➡安全対策ができていないか裏面のチェックリストで確認

荷役作業の安全対策重点ポイント

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- ・荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保すること
- ・十分な明るさで作業すること
- ・着時刻の分散など混雑緩和の工夫を行うこと
- ・荷や資機材の整理整頓を図ること
- ・風や雨が当たらない場所で作業すること

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- ・墜落や転落を防ぐ対策を図ること
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- ・つまづきやすい、滑りやすい場所の対策を図ること
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- ・人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用すること

③ 陸運事業者との連絡・調整

- ・荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知すること
- ・荷役作業の書面契約を行うこと
- ・配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にすること
- ・安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定すること

現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)



墜落・転落防止：昇降台の導入



墜落・転落防止：三点支持の徹底

腰痛・転倒防止：準備体操の実施



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、荷主との理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が
判明すると荷主警告を発動し、「荷主名」及び
「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照➡

<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

労務違反行為の例

- 長時間労働による健康被害
- 労務管理の徹底が図れない
- 労務管理の徹底が図れない
- 労務管理の徹底が図れない

安全作業連絡書(例)

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日()	取卸作業月日	月 日()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷割場 2. トラック・ミナル 3. その他()		1. 荷主専用荷割場 2. トラック・ミナル 3. その他()
積 荷	品 名 (危険・有害性)	有・無 ()	
	数 量		
	総重量	kg (kg/個)	
	積付	1. パラ 2. パレタイズ 3. その他()	
積込作業	作業の分担	取卸作業	作業の分担
	作業名	取卸作業	作業名
	作業人数	取卸作業	作業人数
使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()
その他特記事項 ※作業時には安全靴、保護帽を着用すること			

●安全な積降し作業のために



<参考> ガイドラインや取組例は、下記をご覧ください！

- 厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月)」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseisaku/170807.pdf>
- 荷役災害防止設備等の事例集(陸上貨物運送事業労働災害防止協会(平成26・27年度委託事業))
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26_nivaku_fireisyu.pdf
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署(令和元年))
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000583798.pdf>
- 荷主等における荷役災害防止対策の好事例(平成27年度厚生労働省委託事業)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseisaku/0000123262.pdf>

荷主等(荷主、配送先、元請事業者)の皆様、チェックリストをご活用ください

荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、①作業場所の改善、②作業者への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積み卸し作業(荷役作業)は		<ul style="list-style-type: none"> ・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと(運送引受書の発注)。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書(裏面参照)を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うのが明確になっているか		
	②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	③複数人での作業の場合、作業指揮者の下で作業をしているか		<ul style="list-style-type: none"> ・使用する搬箱、用具等は、検査、点検等により異常がないものとする。
	荷の積み卸し作業に	<ul style="list-style-type: none"> ①フォークリフト、クレーン是有資格者が作業してしているか ②ロールボックスパレット(かご車)、台車に不具合はないか 	
荷役作業を行う場所について(その1:基本的事項(転倒防止の対策を含む。))	荷の積み卸し作業を行う場所は		<ul style="list-style-type: none"> ・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・開窓や通気・換気に配慮すること。
	①通行人が作業場所に立ち入ることはないか		
	②作業に必要な十分な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
	④作業環境は適切か(適切な照度の保持、防風雨)		
荷役作業を行う場所について(その2:特に墜落防止のための設備対策)	⑤死角部分が無い		
	トラックの荷台からの墜落防止のために		<ul style="list-style-type: none"> ・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講ずることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
作業者の服装について	③墜落制止用器具(安全帯)の取付設備はあるか		
	④荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか		
	荷の積み卸し作業を行う者は		<ul style="list-style-type: none"> ・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、防滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴
荷台への昇降方法について	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
荷台での作業方法について	③手袋を着用しているか		
	荷台への昇降時に		<ul style="list-style-type: none"> ・三点確保：手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
荷台での作業方法について	①昇降設備(手すり付き)を用いているか		
	②三点確保を実行しているか		
	荷台での作業時に		<ul style="list-style-type: none"> ・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③適切な墜落制止用器具(安全帯)を使用しているか		
荷台での作業方法について	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれないか		

トラック等自動車の逸走防止徹底

労働災害が増えています！ 荷物の積み降ろしを安全に

令和2年6月から令和3年1月にかけて神奈川県内、(サイドブレーキはかけていたものの、)坂道など傾斜のある場所で止めていたトラックなどの自動車が発走して労働者が死亡するといった災害が3件発生しています。運転者が運転席を離れる際はサイドブレーキをしっかりとけることはもとより、輪止めの使用を徹底してください。(荷物積み降ろし中に関連する災害の多くは、運輸交通業で発生しておりますが、3件の死亡災害は製造業・商業・清掃業と運輸交通業に限らず発生しておりますので、荷物の運送が関係する**全業種**において災害防止に努めてください。)

発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要 災害防止のポイント	概要図
6月 9時頃	清掃・畜業 (その他の 廃棄物処理業) 10人～29人 50歳～54歳	トラック 交通事故 (道路)	一人でバックカーによるごみ収集中、収集のため坂道に止めていた無人のバックカーが坂道(傾斜3度前後)を約75メートル後退し、その途中で被災者が轢かれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。	
11月 10時頃	セメント・同製品製造業 10人～29人 55歳～59歳	移動式クレーン はさまれ、 巻き込まれ	納品先の工事現場付近に積載形トラッククレーンを止め、荷卸しの妨げとなる自車のジブを車体右側の操作レバーで前方に旋回させていた。その際、傾斜8度の坂道であったため無人の車体が後進し、車体と背後の擁壁との間にはさまれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。	
1月 14時頃	その他の 卸売業 1人～9人 55歳～59歳	トラック はさまれ、 巻き込まれ	傾斜が8度ある工場のシャッター入口付近に積載荷重3トン平ボディトラックを止め、製品積込を行っていたところ、無人のトラックが前方に動き出し、敷地の外にある塀に突き当たって止まった(逸走距離4.6メートル)が、その右前輪に巻き込まれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。	

※ わかりやすいように修正している場合がありますので、実際の災害とは若干異なる場合がありますことをご承知ください。

また、荷役作業においては、荷主先でコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積み込み、積卸し(積み降ろし)作業での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、被災しておりますので併せてご注意ください。



荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がない状況で作業を行った結果、トラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在するなか、連絡調整なく荷役作業を行っている状況が確認されています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は**同規則第151条の3**に基づき安全な作業を行うため「**作業計画**」を作成し、**作業指揮者に作業計画に基づいた作業の指揮を行わせることが大切です。**

荷役災害の(主な)発生原因は・・・

荷役作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を使用して作業を行っておりますが、**労働安全衛生規則第151条の4**で選任が義務付けられている**車両系荷役運搬機械等の作業指揮者**や**同規則第151条の70**で定められている**積卸し(積み降ろし)作業の作業指揮者**等が未選任であるものが見受けられます。また、作業指揮者が選任されていても**作業指揮者に必要な安全教育**が行われないまま作業を実施していることが原因となつても見受けられます。さらに、荷台からの墜落・転落災害対策が講じられていないまま作業を行っているものも見受けられます。

陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止について

労働安全衛生関係法令等とあわせて、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示した「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」(平成25年3月25日付け基発0325第1号(以下、「荷役ガイドライン」といふ。))が策定されています。

荷役作業の有無の事前確認について

荷役ガイドラインでは、荷役作業等の付帯作業について、荷役作業の役割分担を決定した上で、**事前に安全作業連絡書等**により連絡調整することを荷主等事業者と陸運事業者に求めております。(「荷役ガイドライン」に安全作業連絡書(例)が示されております。)(下欄参照)

作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

・ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について(平成4年12月11日付け基発第650号)

・ 積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について(昭和60年3月13日付け基発第133号)

※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等(教育機関)については・・・

・ 上記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。

※ 神奈川県労働局管内では、**陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部(電話045-472-1818)**において実施されております。(詳しくは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部のホームページ等をご覧ください。)

安全作業連絡書【例】

① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配達の作業現場に関する情報をあらかじめITシステムに提供するためのものです。
② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷役場 2. トラック-マタ 3. その他()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷役場 2. トラック-マタ 3. その他()	
積込品名	品 名			
数量	有・無 ()			
積込重量	kg () kg/個 ()			
積込積付	1. フォークリフト 2. ハンドトラック 3. その他()			
積込作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同		取卸作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
積込作業	有・無 ()		取卸作業	有・無 ()
使用荷役機械	1. フォークリフト 2. その他()		使用荷役機械	有・無 () 1. フォークリフト 2. その他()
危険度評価	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. 高い作業 4. その他()		危険度評価	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. 高い作業 4. その他()
主な危険動向事項 ※ 作業時には安全鞋、保護帽を着用のこと				

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、**改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用**
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

ウ 建設業における労働災害防止対策

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「**墜落制止用器具**」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○ →	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	× →	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○ →	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」 を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

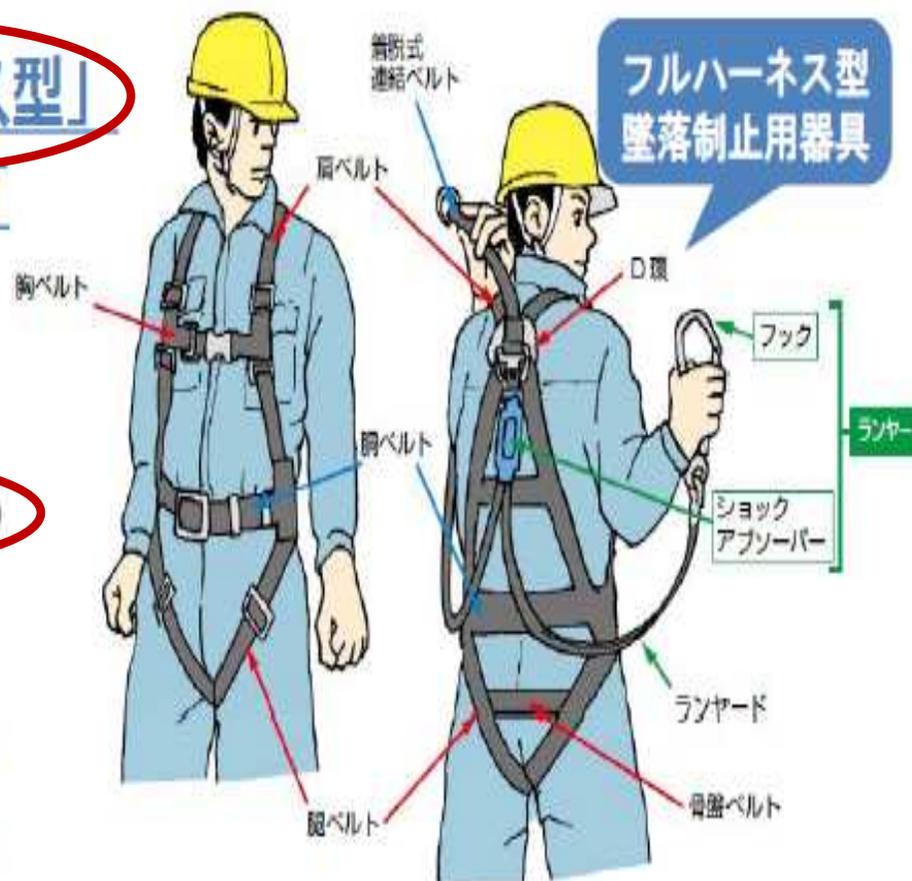
3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。



経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)															×	
安全帯の規格改正（予定）					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

既存不適合機械等更新支援補助金

全ての業種が対象です！

令和3年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業

フルハーネス型安全帯 **積載形トラッククレーン過負荷防止装置**

買換・改修の補助金

令和3年度 補助金申請受付

Web登録はお早めに!!

Web登録期間

積載形トラッククレーン過負荷防止装置

5月7日(金)~7月8日(木)

フルハーネス型安全帯

5月14日(金)~7月15日(木)

※予算を大幅に上回る申請があった場合、上記期間中でも公募を中止することがあります。

詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください!!

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防

検索

補助金受給者の声(フルハーネス)

買換が遅れていたが、補助金によってメーカー推奨品フルハーネスを全従業員に支給できた。(建設業大分県、約30人)

高層ビルの窓清掃だけでなく、貯水槽管理作業の安全対策にも活用できた。(ビルメンテナンス業福岡県、約40人)

補助金によって、墜落災害防止対策を考えなければならなかった。(建設業長野県、一人蔵方)

古い安全帯を買い換えるきっかけになった。(建設業福岡県、一人蔵方)

※注意事項

1. 申請は、建災防本部ホームページより「Web登録」後、返信E-mailに表示されている「登録番号」を記入した「申請書類一式」を14日以内に郵送してください。
2. フルハーネス型安全帯(追加安全措置含む)の申請金額が20万円未満の場合は、「登録支援小売店」にWeb登録を依頼してください。
3. 購入等は、「補助金交付決定通知書」に記載されている「交付決定日」後に行ってください。これより前に行った場合は、補助金の交付が受けられません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

間接補助金申請

フルハーネス型安全帯・積載形トラッククレーン 過負荷防止装置の買換等支援!!

「建設業労働災害防止協会」(建災防)は、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業事業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の買換・改修経費に補助金を交付します。

なお、**予算額を上回る申請があった場合、予算の範囲内で加算合計の高い順に交付決定**されますが、その詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ・労働保険に加入している中小企業事業者
- ・労災保険に特別加入している個人事業者

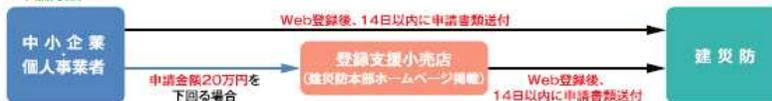
フルハーネス型安全帯

- ▶ 補助対象経費
 - ・構造規格を上回る「フルハーネス型安全帯」への買換経費

▶ 補助金交付額

- ・1本当たりの上限 **10,000円** (補助対象経費上限20,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限 **300,000円**

▶ 申請方法



積載形トラッククレーン過負荷防止装置

- ▶ 補助対象経費
 - ・構造規格を上回る(JCAS2209-2018に適合)「積載形トラッククレーンの過負荷防止装置」(つり上げ荷重3トン未満)への改修・買換

▶ 補助金交付額

- ・1機当たりの上限 **500,000円** (補助対象経費上限1,000,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限 **1,500,000円**

建設業労働災害防止協会

更新支援補助金事務センター

☎03-6275-1085へお問い合わせください。

午前9:00~12:00 午後13:00~16:30(土日祝日を除く)



エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等による
はさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者
に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位
を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、
多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの
共通化手法」の活用等による、自主的なリスク
アセスメントの実施

リスクアセスメントの共通化手法

報道関係者各位

2019年6月25日
製造業安全対策官民協議会

労働災害防止につながる具体的手法として～ 「意図的なルール違反・ヒューマンエラーをリスクアセスメントに反映させる共通的な手法」を開発

厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会及び製造業主要10団体で構成する製造業安全対策官民協議会（※1）（会長：一般社団法人 日本化学工業協会 環境安全委員長 末次 稔（旭化成株式会社 上席執行役員））は、労働災害につながるような意図的なルール違反・ヒューマンエラーを製造現場のリスクアセスメントに反映させる共通的な手法を開発しました。

リスクアセスメント（※2）では、「危険性や有害性（ハザード）」を特定した後、災害につながるリスクを見積もることとなっています。しかし、労働災害防止の最重要課題の一つである「意図的なルール違反・ヒューマンエラー」をリスクの見積もりに反映させる手法で、主要な製造業間で共通して活用できるものはこれまでありませんでした。

今般、製造業安全対策官民協議会は、向殿サブワーキンググループ（主査：向殿政男 明治大学名誉教授）において、各業界団体から意図的なルール違反・ヒューマンエラーを要因とする259事例を収集・分析した上で、33項目に類型化し、これまで不明確だったリスクをチェックリスト化して、各事業場がリスクの見積もりに使用できるようにしました。併せて、これらの活用方法を手引書として示しました（別添。33項目チェックリストは別添内の「別添2」参照）。

製造業安全対策官民協議会はこの共通的な手法である手引書について、本日6月25日開催の協議会での意見等を踏まえ、近く中央労働災害防止協会ホームページ内の「製造業安全対策官民協議会特設サイト」（※3）で公開し、広く製造現場での活用を促していきます。

※1 製造業安全対策官民協議会

【目的】

製造業における安全対策の更なる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参加の下、業種の垣根を超え、安全に関わる事業環境の変化に対応する認識を分析・共有するとともに、既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進する。（設置要綱より）

意図的なルール違反・ヒューマンエラーのチェックリスト（33項目）

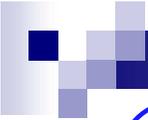
（原則、自社で使用している「リスクの見積もりの評価基準」を使用することが望ましい。）

意図的なルール違反（安全機能・安全装置の無効化、作業手順の逸脱等）	評価結果		
	A 可能性が高い	B 可能性がある	C 可能性がほとんどない
意図的に又は容易に、安全機能等の無効化又は無視をする可能性がある。	A	B	C
(A) スイッチの誤作動防止のための保護錠が設けられていない、安全よりも生産性を優先する等、労働災害防止のため安全機能・安全装置を、意図的に又は容易に、無効化又は無視をする可能性がある。	A	B	C
(a) -1 事業者は、安全カバー、安全装置等を付けずに、作業者に作業を行わせる可能性がある。	A	B	C
(a) -2 作業者は、面倒がって、又は焦っていたために、意図的に又は容易に、安全カバー等を外す、安全機能を無効化、又は改造する可能性がある。	A	B	C
(a) -3 作業者は、面倒がって、又は焦っていたために、意図的に又は容易に、電源や機械を止めずに作業を行う可能性がある。	A	B	C
意図的に又は容易に、作業手順を逸脱等する可能性がある。	A	B	C
(B) 決められた作業手順等を、意図的に又は容易に、逸脱して作業を行う可能性がある。	A	B	C
(b) -1 事業者は、作業者に適切な作業手順を教えないで、又は手順書が無くても、作業者に作業を行わせる可能性がある。	A	B	C
(b) -2 作業者は、決められた手順又はルールを、意図的に又は容易に、変更又は省略する可能性がある。	A	B	C
(b) -3 作業者は、この程度なら大丈夫と思い込んで、決められた手順又はルールを、変更又は省略する可能性がある。	A	B	C
(b) -4 作業者は、（新人等のため、又はベテランであっても過去の経験に頼って、）決められた手順又はルールを十分理解していないまま、作業を行う可能性がある。	A	B	C
(b) -5 作業者は、決められた保護具等を適切に使用しないで、作業する可能性がある。	A	B	C
(b) -6 作業者は、手順書の使い勝手が悪い場合、決められた手順又はルールを、変更又は省略する可能性がある。	A	B	C
(b) -7 作業者は、意図的に又は容易に、禁止エリアに入って、作業を行う可能性がある。	A	B	C
(b) -8 作業者は、この程度なら安全又は大丈夫と勘違いして、又は思い込んで、作業を行う又はスピードオーバーする可能性がある。	A	B	C
(b) -9 作業者は、共同で作業を行う際、作業の連携が不十分なまま、作業を行う可能性がある。	A	B	C
(b) -10 作業者は、通常は一人作業であるが、二人作業となったために、作業の連携が不十分なまま、作業を行う可能性がある。	A	B	C
(b) -11 作業者は、通常は二人作業が必要であっても、一人でも作業を行う可能性がある。	A	B	C
(b) -12 作業者は、良かれと思って、決められた手順又はルールを、変更又は省略して作業を行う可能性がある。	A	B	C
(b) -13 作業者は、決められた配置員や誘導員がいなくても、作業をする可能性がある。	A	B	C

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア)チェーンソーを用いた伐木
及び造材作業における保護
具、保護衣等の着用並びに
適切な作業方法の実施

(イ)木材伐出機械等を使用する
作業における安全の確保



③ 業種横断的な 労働災害防止対策（中項目）

ア 高年齢労働者、外国人労働者
等に対する労働災害防止対策

イ 転倒災害防止対策
（STOP！転倒災害プロジェクト）

ウ 交通労働災害防止対策

エ 熱中症予防対策
（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ)母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
⇒外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について、「安全衛生教育等推進要綱」の一部改正
- (ウ)派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ)派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

高年齢労働者に配慮した職場改善

- 筋力の低下、不良姿勢への配慮
- 作業スピード、ペース等への配慮
- 作業の継続時間への配慮
- 事故防止への配慮
- 生理機能低下への配慮
- 安全性の確保・心理的ストレスへの配慮

中央労働災害防止協会「エイジアクション100」

高年齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用し、職場改善に向けての取組を進める「職場改善ツール」

「エイジアクション100」の特設サイト

アドレス:<http://www.jisha.or.jp/research/ageaction100/index.html>

イ 転倒災害防止対策 (STOP！転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、
突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の
「見える化」の実施

(エ) 転倒災害防止のための安全衛生教育
時における視聴覚教材の活用



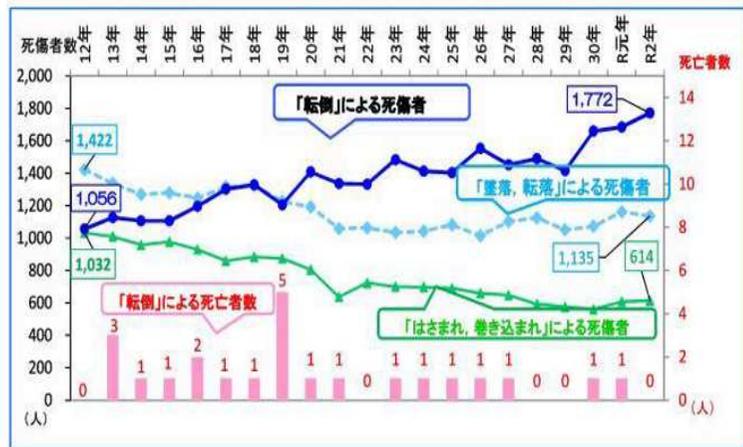
転倒災害の特徴

- ・労働災害の割合として年々増加傾向にある。
- ・高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加している。
- ・転倒災害による休業期間は約6割が1ヶ月以上となっている。

～ STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川 ～

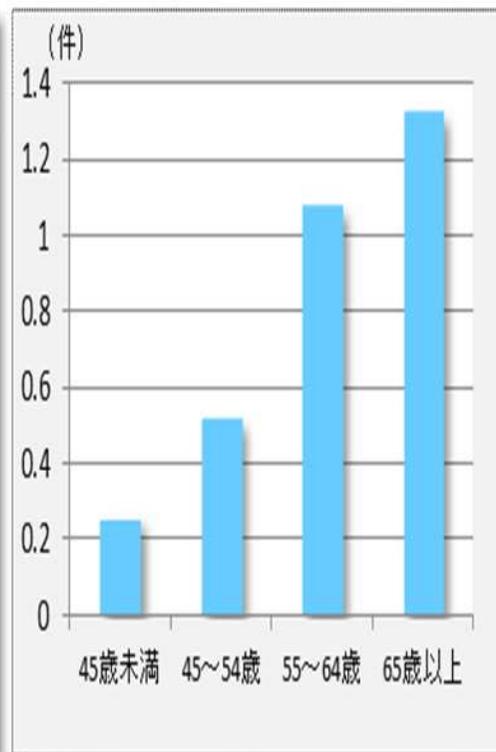
6月・2月は転倒災害防止の重点取組期間です!

「転倒」(※事故の型)による死傷災害件数の推移 (「墜落、転落」、「はさまれ、巻き込まれ」との比較)

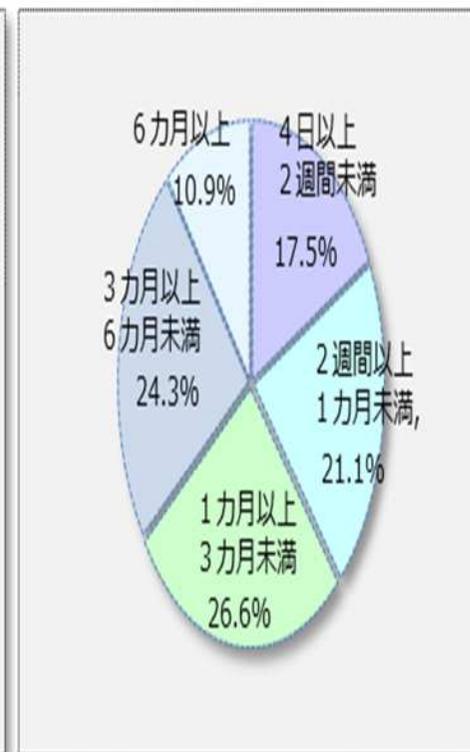


令和2年に神奈川県内で発生した労働災害(休業4日以上の死傷災害)による死傷者数は7,617人で、事故の型別に分類すると、「転倒」が最も多く、死傷者数1,772人、全体の約23.3%となりました。

神奈川県下においては、平成11年(全国では平成14年)までは、「事故の型別」として発生の多い順に「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」「転倒」でした。平成12年から19年(全国:平成15年~16年)までは、「墜落、転落」「転倒」「はさまれ、巻き込まれ」の順となり、平成20年(全国:17年)からは「転倒」「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」の順となり、「転倒」による災害が事故の型別分類で最も多い災害となりました。この背景としては、「墜落、転落」災害は、「手すり先行工法に関するガイドライン(平成15年)」の普及、足場に係る法規制の強化(平成21年、27年)、「はさまれ、巻き込まれ」災害については、機械の包括的な安全基準に関する指針(平成18年)による機械の本質安全化、リスクアセスメントの実施等、事業者、関係者の取組みにより災害が減少した反面、労働者の高齢化等から転倒災害の発生件数の増加、割合が大きくなってきています。



平成26年労働者死傷病報告と総務省労働力調査
「年齢別転倒災害の発生率」
(労働者千人当たりの転倒災害発生件数)



平成26年労働者死傷病報告
「転倒災害による休業期間の割合」

「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

＜厚生労働省 ホームページ＞「STOP！転倒災害プロジェクト」

＜神奈川県労働局 ホームページ＞「ころばNICEかながわ体操」で検索

STOP！転倒

検索

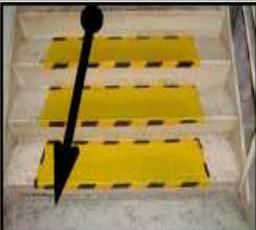
1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。

階段の下りはじめ3段と着地前3段に黄色のペンキを塗り転倒防止!!



職員用階段上下3段に黄色のペンキで塗装を施し、注意喚起する対策をとった。



自所属で階段での転倒災害が発生し、他所属でも下りる最初と最後での発生が多いとの事例から対策を考えました。(副店長)

(塗装後の職員の意見)

- ・塗装してあるので無意識のうちに注意してしまふ。
- ・塗装箇所付近に近づくと急いでいても自然にスピードを緩める。
- ・塗装箇所を見ると階段で転倒しそうになったことを思い出す。

転倒災害防止運動 10月～11月

転倒災害防止運動のポスター。内容は以下の通りです。

床に置いてあるモノに注意しましょう。

- ・物が転倒したモノの横たわった状態になっていてつまずいて転倒することがあります。転倒は怪我の原因になりますので注意しましょう。
- ・整理と整理箱の出入りに注意して物を置かないようにしましょう。整理箱は蓋が閉まっている状態で置くようにしましょう。整理箱の蓋が開いている状態で置くのは危険です。
- ・整理箱の蓋を開いた状態で置くのは危険です。整理箱の蓋を開いた状態で置くのは危険です。

乾いた床での転倒に注意しましょう。

- ・掃除機で床を掃除した後は床が乾くまで、濡れた床を歩かないようにしましょう。
- ・乾いた床は滑りやすいので、歩行時は注意しましょう。
- ・濡れた床を歩いた後は、濡れた床を歩かないようにしましょう。

仕事中は決して走らないでください。

- ・仕事では、仕事に集中することは一歩も遅くも走らないでください。
- ・歩行時は周囲の状況を確認し、安全な歩行をお願いします。
- ・歩行時は周囲の状況を確認し、安全な歩行をお願いします。

清掃中のグリストラップに注意しましょう。

- ・グリストラップの清掃中は、周囲に注意して歩行をお願いします。
- ・グリストラップの清掃中は、周囲に注意して歩行をお願いします。

仕事の前、仕事の後にも注意しましょう。

- ・仕事の前、仕事の前からリラックスして歩行をお願いします。
- ・仕事の前、仕事の前からリラックスして歩行をお願いします。

(資料出所:中央労働災害防止協会)

転倒災害の種類と主な原因

滑り	つまずき	踏み外し
		
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <p>大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</p>

転倒災害防止対策のポイント

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

【コラム】正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

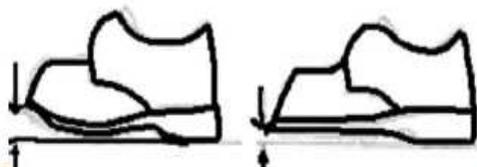
靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要がありますので、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

交通労働災害を防止しよう

神奈川労働局・労働基準監督署

令和元年（平成31年）に神奈川労働局管内にある事業場で発生した休業4日以上の労働災害は、7,095件となっており、うち、交通事故による労働災害（以下「交通労働災害」という。）が480件発生しております。

交通労働災害は、「ハイヤー・タクシー業」、「新築販売業」、「道路貨物運送業」、「社会福祉施設」、「バス業」において多く発生しており、全産業の約6割を占めていることから、これらの業種を「交通労働災害多発業種」として位置付け、交通安全対策への取組を強く求めています。また、交通労働災害における死亡災害は、昨年6件発生しておりますが、「建築工事業」、「道路貨物運送業」、「小売業」、「清掃・と畜業」、「港湾運送業」、「警備業」で発生し、交通労働災害多発業種以外の業種においても、交通事故による死亡災害が後を絶たない状況にあるため、全産業において、引き続き交通労働災害防止に向けた取組を実施していただくようお願いいたします。

交通労働災害の現状と対策への取組

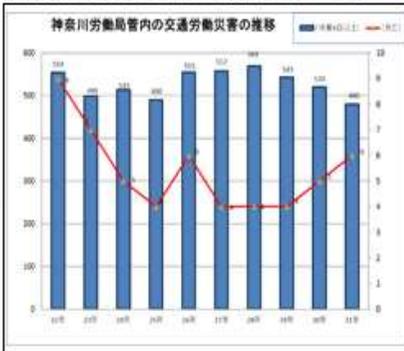
- ・過去10年間の統計から、死亡災害は9月、11月、年末年始（12月、1月）に多く発生し、休業4日以上の災害は梅雨期（6月、7月）、年末（12月）、年度末（3月）に集中して増加する傾向があります。また、本年は、死亡災害が既に5件発生しており、憂慮すべき状況となっております。
- ・昨年の死亡交通労働災害の主な原因は、運転操作の誤りや交差点内など右折時の事故によるものです。

交通労働災害ファースト業種（）内は前年比

- 1位 ハイヤー・タクシー業・・・116件（-16件）
- 2位 新築販売業・・・56件（-10件）
- 3位 道路貨物運送業・・・45件（-10件）
- 4位 社会福祉施設・・・39件（+5件）
- 5位 バス業・・・33件（-8件）

令和2年死亡交通労働災害発生概要（未確定）

- 6月 バックヤードによるごみ収集車、収集のため坂道に停車させていた無人のバックヤード車が動き出し、止めようとした被災者が轢かれたもの。（清掃・と畜業）
- 6月 赤信号停車中の車列に10トントラックが突っ込んで合計4台の衝突事故となり、車列最後尾にいた車の運転者が死亡したものの。（陸上貨物取扱業）
- 6月 高速道路を営業車（ライトバン）で走行中、追い越し車線で蛇行し中央分離帯に接触し裏返ったところに、後続車両が衝突したものの。（小売業）
- 7月 高速道路を走行中のワゴン車が、右カーブでブレーキをかけたところタイヤが滑りして道路左側側壁に車両左後部が衝突し、同乗の作業者のうち2名が死傷したものの。（土木工事業）
- 7月 陸揚げ場の受付所の手前の道路上にダンプを横め、荷台にかけていた飛散防止用シートを道路上で折り畳みおいているとき、後方から来た別会社のダンプに轢かれたもの。（その他の建設工事業）



交通労働災害防止対策に取り組みましょう！
 令和2年7月末日現在、休業4日以上の交通労働災害は216件（うち死亡5件）（連報値）発生し、前年同期比-1件（死亡+3件）となっております。
 すべての事業場において、交通労働災害防止に向けた取組をお願いします。

※ 裏面の自主点検を実施して交通労働災害防止の取組をお願いします。



神奈川労働局・労働基準監督署



(R2.8)

交通労働災害防止対策ガイドラインの取組に向けたポイントと自主点検の実施

職場からはじめる交通労働災害防止対策の取組

第1ステップ 経営トップの目的意識と管理体制等の整備

- 1 経営トップが方針、目標の表明を行った上で、交通労働災害防止対策をスタートしている。 はい・いいえ
- 2 交通労働災害防止対策を中心となって実施する者（安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等）を選任し、役割、責任及び権限を付与し、労働者に周知している。 はい・いいえ
- 3 安全委員会等の組織や報知等を利用して、交通労働災害防止活動を実施している。 はい・いいえ

第2ステップ 適正な労働時間等の管理、走行管理及び健康管理等

- 1 疲労による交通事故を防止するため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）等を遵守し、無理のない適正な走行計画によって運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っている。 はい・いいえ
- 2 定期的に健康診断を実施し所見が認められた者に対する適切な就業上の措置、乗務開始前の点呼等により、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒など健康状態の確認・結果の記録、心身両面にわたる健康の保持増進を継続的に実施するなど適切な健康管理を行っている。 はい・いいえ
- 3 陸運事業者及び荷主（特に、郵便局及び保険業、スーパー等の小売業、物流業の元請等）は、事前に荷役作業の有無を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保した到着時間の設定及び安全な走行計画を作成している。 はい・いいえ
- 4 荷の過積載、偏重が生じないよう適正な積載とともに、荷崩れ等の防止の措置を行っている。 はい・いいえ
- 5 走行前の車両点検と補修等を実施するほか、走行中の異常時の対応をあらかじめ決めている。 はい・いいえ

第3ステップ 交通安全教育の実施と災害防止に対する意識の高揚

- 1 交通法規、自動車運転者の改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性等の事項について、雇入れ時及び日常の教育を実施するとともに、継続的な交通危険予知訓練を行っている。 はい・いいえ
- 2 各事業場で教育指導、認定試験を行い合格した者に運転業務を認める認定制度を導入している。 はい・いいえ
- 3 ワゴン車等で送迎を行う場合は、十分な運転技能を有する者に行わせるようにしている。 はい・いいえ
- 4 運転業務以外の業務の勤務終了後に労働者に自動車等を運転させる場合には、疲労に配慮して他の業務の軽減等を実施している。 はい・いいえ
- 5 ポスター掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により運転者の交通労働災害防止に対する意識高揚を図っている。 はい・いいえ
- 6 警察等からの交通事故発生情報、デジコ情報、ヒヤリハット事例等を活用した「交通安全情報マップ」を作成し、職場の全員に示し、交通事故防止について注意喚起を図っている。 はい・いいえ

第4ステップ わが社の交通労働災害防止目標

目標を定めて取り組んでください。

交通事故無災害目標	交通労働災害 _____ 日以上 連続無災害へ挑戦！
重点事項	
事業者からのメッセージ	

注意：無災害目標は、過去の社内記録を参考に無理のない目標を設定し労働者が見やすい場所に掲示してください。

お問い合わせは、神奈川労働局労働基準部安全課（045-211-7352）までお願いします。

各項目で「はい・いいえ」があった場合、見直しに向けた取組をお願いします。

エ 熱中症予防対策（STOP！ 熱中症クールワークキャンペーン）

（ア）WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に
に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の
確保を含む作業管理の実施

（イ）計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、
その環境に適応する期間）の設定

（ウ）自覚症状の有無にかかわらず水分・
塩分の積極的摂取

（エ）熱中症の発症に影響を与えるおそれのある
疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、
日常の健康管理や健康状態の確認

エ 熱中症予防対策（STOP！ 熱中症クールワークキャンペーン）

- （オ）熱中症予防に関する教育の実施
- （カ）異常時の速やかな病院への搬送や
救急隊の要請
- （キ）熱中症予防管理者の選任と職場
巡視等

令和3年度「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

- ・ 期 間 5月から9月
 - ・ 昨年度に続き5回目の取組み
 - ・ 内容
熱中症死亡災害の公表
セミナーの開催
教育ツールの提供
- ※インターネット検索により活用をお願いします。

STOP！熱中症 令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症・クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備期間 5/1 キャンペーン期間 9/30

重点取組期間

確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備 JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
<input type="checkbox"/>	服装などの検討 通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施 熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 <small>（通じた防暑を呼びましょう！）</small>
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立 衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国労働安全協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

新型コロナウイルス感染症対策の徹底

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

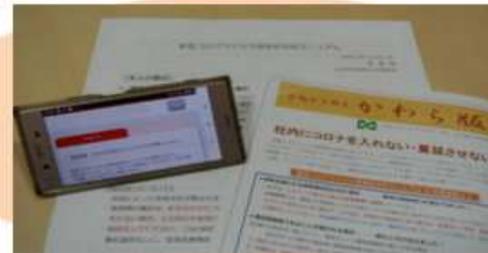
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 消毒
- ④ 関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようになった。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
▶ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

（（感染防止5）） Phòng chống nhiễm khuẩn S (Coronavirus)

- 手洗い、うがい、咳エチケット
- 十分な休息、睡眠は!
- 換気装置、窓は常に!
- 入浴し、汗を拭く! (マスク着用)
- 必ず換気、休憩は!

- Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- Có đủ giấc ngủ!
- Dùng quạt kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- Hãy tránh tắm đống! Đặt trên một mặt nạ!
- Hãy chắc chắn để thông gió khu vực con lại!

▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1. 感染予防のための体制	
「事業者のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
「事業者が感染予防の責任を及ぼし責任を負っている。（衛生管理、感染症対策など）	はい/いいえ
「会社の組織チャートにおいて、労働者全員に役割が与えられている。	はい/いいえ
「労働者が感染予防の行動を促すように指導するよう、管理職が率先して行っている。	はい/いいえ
「労働者全員が、衛生管理委員会の設置が義務化されている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとした「緊急」な委員会を設置し、定期的な報告を継続している。	はい/いいえ
「感染防止のための感染予防の徹底を目的として、感染予防のチェックリストを作成し、作業現場に貼付し、定期的な確認を行っている。労働者全員に周知されている。	はい/いいえ
「新型コロナウイルス感染症対策アプリ（iDSS）を導入し、モバイルで実働者に活用している。	はい/いいえ
2. 感染防止のための基本的対策	
「1）事業場において特に注意すべき業務である「取組のつづのポイント」	
「感染防止のためのポイントの実施状況を把握し、職場での状況を確認する。実施している。	はい/いいえ
2. 感染防止のためのつづの基本的（1）身体防護具の着用、正マスの着用、3. 手洗い	
「入浴の頻度は、少なくとも2回（乗換1回）以上必要としている。	はい/いいえ
「換気をする際は、可能な限り真直上を避けることを行っている。	はい/いいえ
※ 本表は、職場の実態に合わせた活用を推奨し、必ずしもすべての項目が実施されている必要はない。	

チェックリストは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

厚生労働省 職場のあんぜんサイト

- 労働災害統計、労働災害事例、労働災害防止対策、化学物質管理等の労働安全衛生に関する各種の情報を、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」において掲載しています。

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the 'Anzen Site' (職場のあんぜんサイト) from the Ministry of Health, Labour and Welfare. The page features a navigation bar with categories like '労働災害統計' (Labor Disaster Statistics), '災害事例' (Disaster Cases), 'リスクアセスメント実施支援システム' (Risk Assessment Implementation Support System), '安全衛生キーワード' (Safety and Health Keywords), '化学物質' (Chemical Substances), and '免許・技能講習' (Licenses and Skill Training). The main content area includes a central banner for the '令和3年度全国安全週間' (2021 National Safety Week) with the theme '持続可能な安全管理 未来へつなく安全職場' (Sustainable Safety Management, Safe Workplace for the Future). Below this are several key messages: '事業者の方へお役立ち情報' (Information for Business Owners), '令和2年度「見える」安全活動コンクール結果発表!' (2020 'Visible' Safety Activity Competition Results Announcement!), '交通労働災害の現状と防止対策' (Current Status and Prevention Measures for Traffic Labor Disasters), 'STOP! 転倒災害プロジェクト' (STOP! Fall Disaster Project), '安全で安心な店舗・施設づくり推進運動' (Promotion of Safe and安心 Stores/Facilities), '安全衛生優良企業公表制度' (Safety and Health Excellent Company Disclosure System), '第13次労働災害防止計画' (13th Labor Disaster Prevention Plan), and '機能安全による機械等の安全確保' (Safety Assurance of Machinery, etc., through Functional Safety). At the bottom, there is a section for 'あんぜんプロジェクト' (Anzen Project) and a 'メールマガジン' (Email Magazine) sign-up. On the right side, there is a '化学物質' (Chemical Substances) section with a list of links to various resources, including '化学物質情報の更新情報' (Updated Information on Chemical Substances), '新規化学物質関連手続きの方法' (Methods for New Chemical Substances Related Procedures), '安衛法名称公表化学物質等' (Chemical Substances etc. Published under the Safety and Health Act), 'GHS移行ラベル・SDS情報' (GHS Transition Labels and SDS Information), 'GHSモデルラベル作成法' (GHS Model Label Creation Method), 'GHSとは' (What is GHS?), '強い変異原性が認められた化学物質' (Chemical Substances with Strongly Recognized Mutagenicity), 'がん原性に係る指针对象物質' (Targeted Substances for Carcinogenicity), 'リスク評価実施物質' (Substances for Risk Assessment), '化学物質による災害事例' (Disaster Cases Caused by Chemical Substances), 'がん原性試験実施結果' (Carcinogenicity Test Results), '変異原性試験(エームス・染色体異常)結果' (Results of Mutagenicity Tests (Ames Test, Chromosomal Abnormalities)), '日本バイオアッセイ研究センター' (Japan Bioassay Research Center), '有害性・GHS関係用語解説' (Explanation of Terms Related to Toxicity and GHS), '化学物質のリスクアセスメント実施支援' (Support for Risk Assessment of Chemical Substances), and 'アスペクト' (Aspect). There is also a '労働安全衛生法関係の届出・申請等後発印刷に係る入力支援サービス' (Input Support Service for Reporting and Applications Related to Labor Safety and Health Act) and a '家内労働あんぜんサイト' (Home Labor Anzen Site) link.